

白岡市手数料条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

建築基準法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

別表第32号及び第33号関係

引用条項の改正に伴う所要の文言整理を行う。

3 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。